

水戸市公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告する。

令和4年9月21日

水戸市長 高橋 靖

入札区分	事後審査型一般競争入札(議会の議決に付すべき契約)			
工事件名	新斎場建設工事			
工事場所	水戸市下入野町地内			
工事概要	<p>建物概要</p> <p>新斎場（式場棟・火葬棟） 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造，地上2階建て 建築面積 3,492.46㎡，延べ面積 3,593.97㎡</p> <p>キャノピー（式場棟・火葬棟） 鉄骨造，地上1階建て 建築面積 633.99㎡，延べ面積 577.12㎡</p> <p>ごみ置き場 鉄筋コンクリート造，地上1階建て 建築面積 9.80㎡，延べ面積 9.80㎡</p> <p>工事概要 建築工事 一式 外構工事 一式</p>			
工期	510日間			
入札参加形態	特定建設工事共同企業体	4構成員(構成員1(代表者), 構成員2, 構成員3, 構成員4)		
	構成員出資比率下限	15%		
予定価格	1,757,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない価格)			
最低制限価格	設定しない			
調査基準価格	設定する			
本工事に係る設計業務等の受注者(桂・団設計共同企業体)と資本若しくは人事面において関連がないこと。				
入札参加資格・条件	登録工種	建築一式	格付等級	建築:A
	総合数値(契約規程第8条に規定)	建築:1, 100点以上		
	建設業の許可	建築工事業に係る特定建設業の許可		
	所在地区分	<p>建設業法に基づく主たる営業所 <input type="checkbox"/> 水戸市内 <input checked="" type="checkbox"/> 茨城県内 <input type="checkbox"/> 茨城県外</p> <p>□ または <input checked="" type="checkbox"/> かつ</p> <p>〃 営業所(支店) <input checked="" type="checkbox"/> 水戸市内 <input type="checkbox"/> 茨城県内 <input type="checkbox"/> 茨城県外</p>		
	技術者	<p>事後審査書類提出日において、監理技術者を専任配置できること。ただし、参加申請日において次の条件を満たすものとする。また、本工事における配置予定技術者を、申請時点で1人に特定できない場合は、複数(2名まで)の者を配置予定技術者としてすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。 ■ 監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けていること。 ■ 所属する建設工事業者との間に直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係があること。 		
	施工実績	<p>平成19年度以降に、元請としてS造、RC造又はSRC造で、延べ面積1,000㎡以上の建物(新築、改築、増築又は建物全体に及ぶ改修・修繕工事)の建築一式工事について、公共団体等での施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。)</p> <p>※公共団体等とは、国の機関・地方自治法第1条の3に定める普通地方公共団体及び特別地方公共団体・独立行政法人通則法第2条又は地方独立行政法人法第2条に定める法人・法人税法第2条第5号に定める公共法人とする。</p>		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本市の市税が課税対象となっており、かつ、当該市税を完納していること。 ■ 本市の令和3・4年度有資格請負業者名簿掲載の年間平均完成工事高が予定価格(税込み)以上であること。 			

入札参加資格・条件	構成員 2	登録工種	建築一式	格付等級	建築:A	
		総合数値(契約規程第8条に規定)			構成員1を上回らないこと	
		建設業の許可		建築工事業に係る建設業の許可		
		所在地区分	建設業法に基づく主たる営業所 <input checked="" type="checkbox"/> 水戸市内 <input type="checkbox"/> 茨城県内 <input type="checkbox"/> 茨城県外 <input type="checkbox"/> または <input type="checkbox"/> かつ 〃 営業所(支店) <input type="checkbox"/> 水戸市内 <input type="checkbox"/> 茨城県内 <input type="checkbox"/> 茨城県外			
		技術者	事後審査書類提出日において、主任技術者を専任配置できること。ただし、参加申請日において、当該工種に係る国家資格等を有し、所属する建設工事業者との間に直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係があること。なお、本工事における配置予定技術者を、申請時点で1人に特定できない場合は、複数(2名まで)の者を配置予定技術者とすることができる。			
	その他	本市の市税が課税対象となっており、かつ、当該市税を完納していること。				
	構成員 3	登録工種	建築一式	格付等級	建築:A	
		総合数値(契約規程第8条に規定)			構成員2を上回らないこと	
		建設業の許可		建築工事業に係る建設業の許可		
		所在地区分	建設業法に基づく主たる営業所 <input checked="" type="checkbox"/> 水戸市内 <input type="checkbox"/> 茨城県内 <input type="checkbox"/> 茨城県外 <input type="checkbox"/> または <input type="checkbox"/> かつ 〃 営業所(支店) <input type="checkbox"/> 水戸市内 <input type="checkbox"/> 茨城県内 <input type="checkbox"/> 茨城県外			
		技術者	事後審査書類提出日において、主任技術者を専任配置できること。ただし、参加申請日において、当該工種に係る国家資格等を有し、所属する建設工事業者との間に直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係があること。なお、本工事における配置予定技術者を、申請時点で1人に特定できない場合は、複数(2名まで)の者を配置予定技術者とすることができる。			
	その他	本市の市税が課税対象となっており、かつ、当該市税を完納していること。				
構成員 4	登録工種	建築一式	格付等級	建築:A		
	総合数値(契約規程第8条に規定)			構成員3を上回らないこと		
	建設業の許可		建築工事業に係る建設業の許可			
	所在地区分	建設業法に基づく主たる営業所 <input checked="" type="checkbox"/> 水戸市内 <input type="checkbox"/> 茨城県内 <input type="checkbox"/> 茨城県外 <input type="checkbox"/> または <input type="checkbox"/> かつ 〃 営業所(支店) <input type="checkbox"/> 水戸市内 <input type="checkbox"/> 茨城県内 <input type="checkbox"/> 茨城県外				
	技術者	事後審査書類提出日において、主任技術者を専任配置できること。ただし、参加申請日において、当該工種に係る国家資格等を有し、所属する建設工事業者との間に直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係があること。なお、本工事における配置予定技術者を、申請時点で1人に特定できない場合は、複数(2名まで)の者を配置予定技術者とすることができる。				
その他	本市の市税が課税対象となっており、かつ、当該市税を完納していること。					
設計 図書	閲覧	入札情報サービス(PPI)によりインターネット上に公開 URL : http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ 及び契約検査課内閲覧場所				
質問	受付期間	公告日から令和4年10月6日(木)正午まで(休祝日を除く) FAXによる。 FAX : 029-228-2035				
	回答期限	令和4年10月11日(火)午後				
入札参加申請	申請方法	電子入札システムによる。ただし、電子入札システムにより難しい場合には、紙入札参加届出書を提出し、入札参加申請提出書類を持参(申請期間内に財務部契約検査課まで直接提出)すること。				
		電子入札システムにより電子ファイルで提出すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 一般競争入札参加申請書(様式第12号) <input checked="" type="checkbox"/> 一般競争入札参加申請資料(様式第13号) <input checked="" type="checkbox"/> 技術者配置予定表(様式第14号)(ただし、複数の者を配置予定技術者とする場合は、すべての配置予定技術者について提出) <input checked="" type="checkbox"/> 元請としての施工実績表(様式第15号) <input checked="" type="checkbox"/> 主任(監理)技術者重複申請書(ただし、該当する場合のみ) 以下の書類については電子入札システムによる申請後に持参又はFAXにより提出すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 特定建設工事共同企業体協定書(様式第25号)の写し。				
	申請期間	令和4年9月22日(木)午前9時00分から令和4年10月12日(水)正午まで				

入札書の提出	提出方法	電子入札システムによる。ただし、電子入札システムにより難しい場合には、持参(提出期間内に財務部契約検査課まで直接提出)すること。		
	添付書類	<p>電子入札システムにより電子ファイルで提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 工事費内訳書(電子入札システムによる電子ファイルでの添付を原則とする。ただし、事前に承諾を得た場合には持参(提出期間内に財務部契約検査課まで直接提出)することも認める。) ※ 持参による提出の際は、入札書及び工事費内訳書を封緘し、封筒の表面には、「入札書在中」と朱書きし、開札日、工事名、入札者の商号又は名称を記載すること。入札書に「くじ番号(任意の3桁の数字)」を記載すること。 		
	提出期間	令和4年10月13日(木)午前9時00分から令和4年10月17日(月)午後3時00分まで		
	開札日時	令和4年10月18日(火)午前9時00分		
	開札場所	財務部契約検査課		
事後審査に伴う関係書類	提出書類	<p>入札(開札)終了後、落札予定者は、次の関係書類を提出すること。ただし、複数の者を配置予定技術者とした場合は、1名を選択し、関係書類を提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約締結予定日から遡って1年7か月以内の審査基準日の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(建設業法第27条の27に基づく通知)の写し。ただし、既に経営事項審査を受けている場合において、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が送達されていないときは、経営事項審査完了票の写し。 ■ 監理・主任技術者の国家資格等(技術検定合格証明書等)の写し。 ■ 監理技術者資格者証及び同資格に係る講習修了を証明する書類の写し。 ■ 配置予定技術者との雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等(所属建設工事業者名が記載されていること。))の写し。 ■ 元請としての施工実績を証明する書類(CORINS(竣工時を原則とする。))を原則とし、その他工事契約書及び設計書または発注者の証明を含む証明可能な書類とする。ただし、工事の技術的施工内容がわかるものであること。)の写し。 ■ 入札参加申請時に提出した一般競争入札参加申請書等の原本。 ■ 特定建設工事共同企業体協定書(様式第25号)の原本。 ■ 完納証明書(市税に関し滞納がない証明。ただし、証明日が公告日以降のもの)の写し。 		
	提出期限	令和4年10月20日(木)午後5時15分まで		
支払条件	前金払い	あり	部分払い	あり
	支払い区分については別に定める。			
議会の議決に付すべき契約対象工事			該当する	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事			該当する	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本工事において、次の各号のいずれかに該当する場合は入札を取りやめる。 (1) 本工事の入札開始宣言時までに入札参加者が2者に満たない場合 (2) 応札者が2者に満たない場合 ■ 本工事は、新斎場建設工事に係る分割発注工事であり、本工事の落札者又は同一年度の分割工事を施工中の者は本工事入札以降に執行する同一年度の新斎場建設工事に係る分割工事の入札には参加できない。ただし、前工事が完了した場合はこの限りではない。 ■ 本工事において、現場代理人を選任するときは、建設業許可における経営管理責任者又は営業所の専任技術者でない者を選任すること。 			
必須事項	本公告に定めるもののほか、一般競争入札共通事項・基本様式によるものとする。			

支払条件（年度間の限定額）

新斎場建設工事は、令和4年度から令和6年度の3か年継続事業により行うものであり、各年度における支払区分を下記のとおりとする。

記

1 請負金額の年度別支払区分

令和4年度支払限度額	令和5年度支払限度額	令和6年度支払限度額
請負金額の10%以内の額 (100万円未満切り捨て)	請負金額の70%以内の額 (100万円未満切り捨て)	残額

ただし、上記の支払区分については、市の都合により変更することができる。

2 前金払

- ・継続費等に係る契約の前金払については、契約書約款第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは、「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の支払限度額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度以外の会計年度においては、受注者は、歳出予算の執行が可能となる時期以前に前金払の支払を請求することはできない。
- ・その他、水戸市公共工事に要する経費の前金払に関する要項（平成20年水戸市告示第230号）による。